

平成26年度福島県協同農業普及事業外部評価結果と改善内容

| 普及指導課題名 | | 東日本大震災からの復旧・復興及び原子力災害対策への取組に対する支援 | | |
|---------------------|----|---|---|---|
| 評価項目 | 評価 | 評価できる事項 | 改善すべき事項 | 改善する内容 |
| 1 普及指導活動の目標と課題設定 | A | 6人の委員全員がA判定である。評価のポイントは各委員が指摘するように震災からの復旧、復興に向けて営農体制への支援を明確に目標に取り入れている点にある。ここを大切にすることが今後とも必要であり、県民の期待に応える普及活動になるといえる。 | 第一は将来目標の設定をもう少し打ち出してはどうかという点と、第二は風評被害対策である。 | |
| | | | 前者はただやるというのではなく、目標をもう少し具体化して対応する必要があるということである。 | 第一の御指摘につきましては、本県農業・農村の基本計画である「福島県農林水産業振興計画」の実現に向け、普及指導活動が担う課題に対して、指標の設定手法などを例示しながら、より具体的な目標設定がなされるよう、改善を図ります。 |
| | | | 後者はその払拭に向けて具体的な目標の設定が必要である。福島県農政にとって今後要となる点であり、より一層の検討が望まれる。 | 第二の御指摘につきましては、風評払拭対策を担う関係部局や課と連携するとともに、普及指導活動としては、モニタリングや全量全袋検査で基準値未満又は不検出を目指すとともにGAPIに取り組む等、消費者の安心の基礎となる取組の実施を目標としていきます。 |
| 2 普及指導活動の方法 | A | 委員は4人がA、2人がB判定である。総合判定はAであるが、ややBに近いA判定である。農協や自治体等関係諸組織と連携した、具体的な支援活動が評価されている。また厳しい状況下での相双、双葉などでの努力は高く評価できる。 | 相双、双葉と他地域との温度差が見られる。全県一体となった取組みが望まれる。 | 避難農業者については、引き続き避難元と避難先の普及部(所)が連携した支援を実施します。 |
| | | | 集落営農、担い手、地域合意についてももう少し突っ込んだ記述と支援が望まれている。 | 営農再開に向けては、地域での合意形成、担い手や集落営農の育成が不可欠であるため、さらに一歩踏み込んだ支援をしていきたい。 |
| | | | 除染についてかなりの記述があるが、除染前の土壌の科学的データの把握が必要であった。 | 農用地の土壌調査につきましては、国と連携し除染前に実施し、除染後は土壌調査結果に基づいた技術指導を実施してきたところです。今後は、農業者団体と連携し、引き続き実施していきます。 |
| | | | また風評被害払拭への手段が手薄であったとの指摘もあり、この点今後より一層の強化が望まれる。 | 風評対策については、本県農産物の安全性を確保するためモニタリング等検査を着実に実施するとともに、消費者への啓発活動を行う団体(直売所組織や4Hクラブ等)を支援するなど、効果的で多様な普及指導活動を展開していきます。 |
| 3 普及指導活動の成果 | A | 委員は4人がA、2人がB判定である。総合判定はAであるが、ややBに近いA判定である。避難先、帰還地も含めて、全県的に野菜、果樹、穀類、畜産などで営農再開が進み、それを普及事業がしっかりと支えている点をきちんと評価したい。放射線抑制対策がしっかりと機能し、生産物のモニタリング調査もきちんと進められており、県内だけでなく、全国的に見ても評価できる活動であるといえる。 | 除染が遅れており、営農再開どのように進めていくかという点での課題は多い。 被災水田の再開の比率が必ずしも高くはないところも多く、土壌・技術面での指導、基盤整備による収益性の高い作物の導入支援など具体的な対応が望まれている。また国の施策との関係で前に進めない活動があるようであるが、国に対しても積極的に現場からの意見を伝え、改善を図っていく必要がある。 | 被災農地等においては、試験研究機関との連携を強めつつ、新たな生産方式や経営方式による効率的な作物生産、収益性の高い園芸品目の導入などにより、地域で営農に希望が持てる成果を目指します。 |
| 4 総合的な評価 | | 原発事故はまだ収束しておらず、震災からの復興もまだ途上である。そういう中でかなりの努力がなされていることは各委員の共通認識であるといえる。今後の課題としては、震災前、震災時、現在(目標)の表記を明確にし、土壌分析、モニタリング調査、GAPへの取組み、風評被害対策など、普及部門が先頭となって、県全体で一歩前へ、現場を大切にしながら進んでいくという姿勢を堅持していくことが望まれる。それが福島農業の復興から再生への道であると考えられる。 | 本県の農業復興に向けては、本県農産物への消費者の信頼を取り戻すため、引き続き、放射性物質対策等に重点的に取り組むとともに、農業者に直接接する普及指導員として、スペシャリスト機能とコーディネート機能をフルに生かした革新的な技術や仕組み作りを提案・実証することにより、地域農業の再生を先導していきます。 なお、普及指導計画で基準年から目標年までの目標値と実績値を表記し、地域と共有することにより、共通の課題認識に立った普及指導活動を展開します。 | |

※評価の目安 A: 妥当である B: 一部見直しが必要 C: 見直しが必要